

名古屋市告示第114号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 7年 3月18日

名古屋市長 広 沢 一 郎

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	兼子 裕規	視覚障害
清水クリニック (千種区)	清水 隆	心臓機能障害 呼吸器 機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	上原 圭	ぼうこう・直腸機能障 害
財団法人名古屋港湾福利厚生 協会臨港病院 (港区)	川瀬 光	肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課